

第四百十八号議案

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「都の公文書館その他」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都公文書の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。